平成21年度実績評価書要旨

評価実施時期:平成21年8月

担当部局名: 医薬食品局監視指導・麻薬対策課

政策体系上の位置付け 基本目標 施策名 規制されている乱用薬物について、不正流通の遮断及び 安心・快適な生活環境作りを衛生的観点から推進 乱用防止を推進すること すること 施策目標 $(\Pi - 3 - 1)$ 麻薬・覚せい剤等の乱用を防止すること 麻薬・覚せい剤等(以下「薬物」という。)の不正流通を遮断するため、国内外の関係機関と協力して取締り を徹底するとともに、医療機関・薬局における医療用麻薬の適正使用を推進する。また、薬物乱用を未然に防止 施策の概要 するため、薬物乱用の危険性を啓発する。さらに、乱用薬物の使用のきっかけとなる危険性のある違法ドラッグ (いわゆる脱法ドラッグ) の不正流通を遮断するため、幻覚等の作用を有する物質を薬事法(昭和35年法律第

145号) 第2条第14項に基づく指定薬物(以下「指定薬物」という。) として指定し、その取締りを徹底す

【評価結果の概要】

【現状分析(施策の必要性)】

我が国の薬物情勢は、検挙人数の大多数を占める覚せい剤事犯については、検挙人数は減少したものの、押収 量は増加しており、依然として高水準にある。また、大麻事犯については、平成20年において検挙人数が過去 最高を記録し、特に20歳代を中心とした若年層における乱用の拡大が顕著であり、依然として深刻な予断を許 さない状況にある。関係機関が緊密な連携を取り、取締体制の充実強化が図られているが、一層の強化が求めら れている。

薬物乱用防止啓発活動についても、引き続き国民全般(特に青少年)を対象として実施していく必要がある。 違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)については、乱用者自身の健康被害のみならず、麻薬等の乱用につな がるなどの保健衛生上の危害のおそれが危惧されるため、指定薬物として指定することにより、製造、販売、輸 入等を禁止するなど実効ある取締りを行う必要がある。

【有効性の観点】

施策に関する

薬物乱用対策推進本部が策定した「第三次薬物乱用防止五か年戦略」や犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に 評 価 結 果 の 強い社会の実現のための行動計画2008」の下、青少年等の薬物乱用の根絶のための各種啓発活動、国際的密 すべき目標等 | 輸入事犯や組織的密売事犯への対応をはじめ、関係省庁、関係機関との連携を密にした協力体制を確立すること により、総合的な取締対策を推進している。

> 乱用薬物について、不正流通の遮断及び乱用防止の推進に係る施策においては、徹底した取締りや各種媒体を 利用した全国的な啓発等の結果、薬物事犯の検挙人数については各年において数値にバラツキはみられるもの の、大麻事犯の検挙人数は過去最高を記録した。主な薬物の押収量については、近年増減を繰り返しており、平 成20年における覚せい剤の押収量は増加した。これは、乱用薬物にかかる供給遮断・需要削減のための取締り を実施した結果、水際での大量押収や末端乱用者の検挙に至ったものであり、一定の成果を上げていると評価で きる。

【効率性の観点】

取締事業においては、覚せい剤事犯について、暴力団構成員による組織的密売事犯、イラン人密売組織等を多 数検挙した。また大麻事犯については、インターネットを利用した大麻種子販売事犯の取締りを行う等、効率的 な取締が行われた。

【総合的な評価】

以上のように、各種施策の推進により、目標達成に向け一定の成果を上げていると評価できる。しかしながら、 水際での大量押収事実などから、大量の薬物が日本に流入していることが推定されるほか、検挙人数からみても 依然として薬物事犯が深刻な状況にあることから、今後とも、薬物対策関係省庁等との捜査協力や情報交換を通 じて緊密な連携を図ることにより、啓発活動や取締体制の充実強化を進めることが必要である。

なお、違法ドラッグ(いわゆる脱法ドラッグ)については、指定薬物として指定し、製造、輸入、販売等を禁 止する措置を講じるとともに、 買上調査に基づく立入検査、 インターネット上での販売広告の監視やパンフレッ トの配布等による啓発活動を行っており、不正流通及び乱用防止の推進を図っている。引き続き、監視・指導体 制を充実させ、取締りを実施していくことが必要である。

【評価結果の分類】

- i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
- ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
- (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討

(中)見直しを行わず引き続き実施

(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討

iii)機構・定員要求を検討(該当する場合に〇)

(理由)

薬物乱用防止にかかる広報啓発活動については、厚生労働省のみならず、政府全体で様々な媒体により多様な広報啓発活動を推進してきたところであるが、今後とも、薬物乱用防止等について国民の理解を更に深めてもうらうための効果的な広報の在り方について検討しつつ、広報啓発活動の一層の充実に努める必要がある。

最近の薬物事犯の特徴は、従来の暴力団に加え、イラン人等外国人犯罪組織による組織的密売の増加や検 挙者の国籍の多様化のほか、携帯電話やインターネットを用いた密売など、複雑かつ巧妙化している。これ らに対応すべく捜査体制を強化するために麻薬取締官の増員が必要と考えられる。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】

施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

|※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

		H16	H17	H18	H19	H20
1	薬物事犯の検挙人数(単位:人)	15,412	16,231	14,882	15,175	14,720
	(-)	[-%]	[-%]	[-%]	[-%]	[-%]
	(大麻事犯の検挙人数)(単位:	2,312	2,063	2,423	2,375	2,867
	人)					
	(覚せい剤事犯の検挙人数)(単	12,397	13,549	11,821	12,211	11,231
	位:人)					
2	主な薬物の押収量(単位:kg)					
	(-)					
	・覚せい剤(単位:kg)	411.3	122.8	144.0	359.0	402.6
	・大麻(乾燥大麻及び大麻樹脂)					
	(単位:kg)	970.1	886.2	332.6	560.4	415.7
		[-%]	[-%]	[-%]	[-%]	[-%]
3	小学生の保護者への普及啓発(単	130	132	123	118	118
	位:万部)	【100	【100	【100	【100	【100
	(全小学6年生の保護者に薬物乱	%]	%]	%]	%]	%]
	用防止啓発読本配布/毎年度)					
4	中学生への普及啓発(単位:万部)	_	_	_	123	119
	(全中学1年生にMDMA、大麻、	[-%]	[-%]	(-%)	【100	【100
	違法ドラッグ乱用防止啓発読本配				%]	%]
	布/毎年度)					

(調査名・資料出所、備考)

- ・指標1及び2は、厚生労働省・警察庁・海上保安庁及び財務省(押収量のみ)の統計 資料による。
- ・指標3及び4は、監視指導・麻薬対策課が配布した実績数である。
- ・平成17年度は、大麻・MDMAに係るリーフレット700万部を配布(中1~高3)
- ・平成18年度は、違法ドラッグに係るリーフレット716万部を配布(中1~高3) 大麻・MDMAに係るリーフレット120万部を配布(中1)

関係する施政	施政方針演説等	年 月 日	記 載 事 項(抜粋)
方針演説等内	第三次薬物乱用防止 5	平成20年8月2	・青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向
閣の重要政策	か年戦略	2日薬物乱用対策	上(目標1)
(主なもの)		推進本部策定	・「薬物密売組織の壊滅及び末端乱用者に対する取締りの徹底。」との
			方針に基づき、麻薬取締官を増員する等して暴力団、イラン人等外
			国人犯罪組織の取締りを強化するとともに、ますます巧妙化してい
			る密売方法に的確に対処し、また、末端乱用者の検挙の徹底を図っ
			ている。(目標3)
			・「薬物密輸阻止に向けた水際対策の徹底、国際的な連携・協力の推
			進」との方針に基づき、密輸事犯の検挙を進めるとともに、国際会
			議への出席や職員の派遣等を通じて外国当局等との関係強化を図
			っている。(目標4)

犯罪に強い社会の実現	平成20年12月	・薬物需要の削減を図るため、「第三次薬物乱用防止五か年戦略」に
のための行動計画20	22日犯罪対策閣	基づき、薬物乱用防止に係る予防啓発活動を推進するとともに、受
0 8	僚会議決定	刑者、少年院在院者及び保護観察対象者に対する処遇プログラムの
		実施等による再乱用を防止する。また、薬物依存者を抱える家族へ
		の相談体制の充実を検討するとともに、学校における薬物乱用防止
		教育の充実強化を図るため、薬物乱用防止教室の開催、教職員、保
		護者等を対象とした薬物乱用防止の普及啓発のためのシンポジウ
		ムや広報啓発活動等の実施を推進する。さらに、薬物の供給遮断を
		図るため、乱用薬物の麻薬等への新規指定等を適時適切に実施す
		る。 (第4-4-(3)薬物乱用防止に向けた取組の推進)
		・「国民の治安に対する不安感を解消し、真の治安再生を実現する」
		との方針に基づき、薬物犯罪等から経済、社会を防護するため、暴
		力団やイラン人等外国人薬物密売組織の壊滅、末端乱用者の検挙、
		薬物密輸の水際での阻止等薬物事犯取締りの徹底等を図っている。